



撮影者 株式会社浦野設計 浦野 三男 様

暑中お見舞い申し上げます。

今年もまた暑い夏がやってまいりました。皆様いかがお過ごしでしょうか？

先の通常国会では、森友学園問題、加計学園問題やテロ等準備罪（いわゆる「共謀罪」）法等が注目を浴び、その陰で余り目立たなかったのですが、債権法（民法債権編）が、実に約120年ぶりに改正されました。債権法は、契約に関する規律を定める法律で、市民生活や経済活動に深く関わってきます。法律は、社会の変化に応じてその内容も変更（改正）されていかなければなりません。一方、頻りに改正されるのでは市民は安心して生活を送ることはできません。しかし、今回の改正は遅すぎたのではないかと思います。

改正点は、①法定利率を年5%から3%に引き下げる。②経営者以外の方が保証人となる際、公証人が面談してその意思を確認する。③消滅時効期間を5年とする他200項目を超え、その内容も多岐にわたり、市民生活に重大な影響を与えます。施行期間は3年を超えない範囲で定められています。私たちが改正点を勉強し、皆様への周知活動を行っていかねばなりません。

債権法以外にも多くの法律が制定、改正されています。皆様の権利を守り、皆様によりよいリーガルサービスを提供し続けることができるように、事務所員一同、この暑さに負けずに今後も研鑽を積んでまいります。

時節柄ご自愛下さい。



石原総合法律事務所
所長弁護士 石原真二



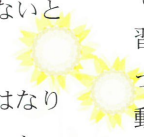
副所長弁護士 秋田勝彦

司法修習生の山本君の指導を担当しました。

司法修習生の指導は山本君で4人目ですが、期間が2ヶ月と短く、裁判等は1回出席してもらおうとそれで終わりになってしまう、事件処理の全体を見て

もらえないのが残念です。

このため、書面作成、契約書の検討等の基礎的知識、技術の修得に力点を置かざるを得ませんが、本来事件の依頼を受け、方針を決め、どのように解決するかの一連の流れを見ないと弁護士の仕事は分からないと思います。

修習では断片的なものしか見せられませんが、参考にはなりませんので、山本君には修習の経験を生かし良い弁護士になってもらいたいと思います（岡山県で弁護士になる予定とのことです。）。



司法修習生 山本大地

早いもので、2か月弱の弁護修習も終わりを迎えることとなりました。指導担当の秋田先生をはじめ、事務所の皆様、司法修習に御理解・御協力頂いたお客様方には、この場をお借りして感謝申し上げます。

私はここまで検察修習、民事裁判修習を経てきましたが、弁護修習は5月の連休もあったことから一番短い期間の修習となりました。しかしその短い期間においても、他の修習以上に非常に充実した日々を過ごすことができました。これもすべて、石原総合法律事務所において修習をさせていただいた結果であり、非常に恵まれた環境であったと感じています。この御恩は、私が将来弁護士として活動していく中において、私を必要とくださる方々に還元していきたいと思っています。

最後になりますが、石原総合法律事務所及び顧問の皆様方の益々の御活躍をお祈りしております。

Service

当事務所では、以下のリーガルサービスを提供しております。

未だ顧問契約を締結していない場合であってもご相談に応じます。

ご興味をもたれたら、遠慮なく当事務所（事務局 木村）までお問い合わせください。

■ 御社で法律相談を行います。

事件の相談を受けると、なぜもっと早期に相談してくれなかったのかという思いに駆られることがよくあります。そこで、ご希望される企業に対しては、定期的に当事務所の弁護士が出かけ、法律相談を実施いたします。

また、この法律相談の機会を、福利厚生の一つとして、従業員が個人的な法律問題を無料で相談できる場にしていただいても構いません。

弁護士は全ての問題を解決できるわけではありませんが、弁護士であれば解決できる問題は確かにあります。我々をご活用ください。

■ 従業員向けセミナー等の開催

色々な場で弁護士による法律セミナーが開催されておりますが、各企業がその時々で直面する法律問題は、業種や規模などによって異なります。

当事務所では、これまでも個々の企業からのご依頼で、弁護士が講師となって従業員向けのセミナーを開催しておりますが、顧問契約を締結している企業からご希望があれば、初回に限り、基本的に無償でそのようなセミナーを開催させていただきます（なお、交通費はいただく場合があります。）。

従業員に対する研修の一貫としてご活用いただければ幸いです。

事務所からのお知らせ

事務所の夏季休暇の日程は、8月11日（金）から8月15日（火）までで、8月16日（水）から平常通り業務いたします。



石原総合法律事務所

愛知県名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル10階
TEL:052-204-1001 FAX:052-204-1002

MAIL:mail@ishihara-lawoffice.com

営業時間：9:00～18:00 休業日：土・日・祝

※当ビル地下2階に、無料駐車場(2台分)有り。他、近隣に有料パーキング有り

最寄駅

地下鉄東山線伏見駅1番出口徒歩3分

地下鉄ご利用の方は、東山線・鶴舞線伏見駅北改札口を出て、1番出口をご利用下さい。
なお、平日7:30から23:00までは、地下鉄東山線栄方面藤が丘行きホームの東改札口から伏見地下街を通り、C出口を出ていただければ、豊島ビル前に出ることができます。

